

あん摩・マッサージの施術料金の算定方法

あん摩・マッサージ師の施術に係る費用の額は、次の定める額により算定するものとする。

1 施 術

- | | | |
|--------------------------|---------|-----------|
| (1) マッサージを行った場合 | 1 局所につき | 3 5 0 円 |
| (2) 温罨法を (1) と併施した場合 | 1 回につき | 1 2 5 円加算 |
| (3) 変形徒手矯正術を (1) と併施した場合 | 1 肢につき | 4 5 0 円加算 |

注 (1) マッサージの「1 局所につき」とは、上肢の左右、下肢の左右及び頭より尾頭までの躯幹をそれぞれ 1 局所として、全身を 5 局所とするものである。

(2) 温罨法と併せて、施術効果を促進するため、あん摩・マッサージの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気光線器具を使用した場合にあっては、1 6 0 円とするものである。

(3) 変形徒手矯正術に係る医師の同意書の有効期限は 1 月以内とし、医療上 1 月を超える場合は、改めて同意書の添付を必要とするものである。

(4) 変形徒手矯正術と温罨法との併施は認められない。

2 往 療

患者 1 人 1 回につき 2, 3 0 0 円

(1) 往療距離が片道 4 キロメートルを超えた場合 2, 5 5 0 円とする。

(2) 2 戸以上の患家に対して引き続いて往療した場合の往療順位第 2 位以下の患家に対する往療距離の計算は、当該施術所の所在地を起点とせず、それぞれ先順位の患家の所在地を起点とする。

(3) 片道 1 6 キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

(4) 往療料は、歩行困難等、真に安静を必要とするやむを得ない理由等により通所して治療を受けることが困難な場合に、患家の求めに応じて患家に赴き施術を行った場合に支給できること。

(5) 往療料は、治療上真に必要があると認められる場合（定期的・計画的に行う場合を含む。）に支給できること。治療上真に必要があると認められない場合、単に患家の求めに応じた場合又は患家の求めによらず定期的・計画的に行う場合については、往療料は支給できないこと。

3 施術報告書交付料

患者一人につき480円

注 施術報告書交付料を支給する施術費給付請求明細書には、施術者より記入を受けた施術報告書の写しを添付する扱いとすること。

また、一連の施術において既に施術報告書交付料が支給されている場合は、直前の当該支給に係る施術の年月を記入する扱いとすること。

4 実施上の留意事項

その他実施にあたっての細目については、国民健康保険の例によること。